

東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律

九四

◎東日本大震災における原子力発電所

の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律

(平成二五年一月二一日法律第九七号)(衆)

一、提案理由(平成二五年一月二八日・衆議院本会議)

○小淵優子君 たいいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害について、被害者が早期かつ確実に賠償を受けられることができるようにするための体制を国が構築するために必

要な措置について定めるとともに、一般の原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例を定めるもので、その主な内容は、

第一に、国は、国の行政機関における賠償の円滑化のための体制の整備、紛争の迅速な解決のための原子力損害賠償紛争審査会及び裁判所の人的体制の充実、原子力損害賠償支援機構による相談体制及び情報提供体制の強化その他の措置を講じることとする、

第二に、一般の原子力損害に係る賠償請求権に関する民法第七百二十四条の規定の適用について、同条で三年間とされている消滅時効の期間を十年間とするとともに、同条で不法行為のときから二十年とされているいわゆる除斥期間を、損害が生じたときから二十年とすること

であります。

本案は、昨十一月二十七日、本委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、本案に関する決議を議決したことを申し添えます。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○決議(平成二五年一月二七日)

政府は、東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措

置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に
関する法律の施行に当たり、東日本大震災に係る原子力損害の
被害者に対する賠償の適切かつ確実な実施を図る観点から、当
該原子力損害の状況及び当該原子力損害の賠償の請求その他の
賠償の実施の状況について定期的に確認し、その結果等を総合
的に勘案して、必要があると認めるときは、当該原子力損害の
賠償請求権に係る時効に関する法制上の措置を含め所要の措置
を講ずること。

右決議する。

二、参議院文教科学委員長報告（平成二五年二月四日）

○丸山和也君 たいま議題となりました法律案につきまして、
文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上
げます。

本法律案は、衆議院文部科学委員長提出によるものであり、
東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力
損害の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるよう
にするための体制を国が構築するために必要な措置について定
めるとともに、当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等
の特例について定めようとするものであります。

委員会におきましては、趣旨説明を聴取した後、採決の結果、

東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現
するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律

本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定
いたしました。

以上、御報告申し上げます。

（注） 衆議院においては、委員会の審査は省略された。